

# 宮城県松くい虫防除対策協議会

日 時：令和2年11月26日（木）  
午前10時から正午まで  
場 所：宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 宮城県防除実施基準の変更（案）について
  - (2) 高度公益機能森林の区域の指定（案）について
  - (3) 令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について
- 4 情報提供
  - (1) 森林病虫害等被害の現状について
  - (2) 県内の森林病虫害等防除に向けた取組について
- 5 その他
- 6 閉会

宮城県松くい虫防除対策協議会 出席者名簿

令和2年11月26日

	職 名	出席者氏名	備 考
1	石巻市長	(代)佐藤 政孝	産業部農林課課長
2	松島町長	(代)熊谷 清一	副町長
3	東北森林管理局仙台森林管理署 署長	米田 雅人	
4	宮城県森林組合連合会 代表理事専務	浅野 浩一郎	
5	宮城県農業協同組合中央会 常務理事	高橋 慎	
6	宮城県養蜂協会 会長	石塚 武夫	
7	宮城県漁業協同組合 専務理事	平塚 正信	
8	食・緑・水を創る宮城県民会議 会長	工藤 昭彦	欠席
9	宮城県森林整備事業協同組合 代表理事	村井 八郎	
10	宮城県森林組合組合長会 会長	齋藤 司	
11	石巻地方松くい虫防除推進会 会長	大内 伸之	
12	日本樹木医学会宮城県支部 支部長	後藤 昭浩	欠席
13	宮城県環境生活部長	(代)江刺 ひろ子	自然保護課課長補佐(総括担当) 兼環境対策課技術補佐
14	宮城県水産林政部長	小林 徳光	欠席
15	宮城県林業技術総合センター 所長	齋藤 和彦	
16	宮城県水産林政部森林整備課 課長	大信田 知英	
17	同 副参事兼課長補佐(総括担当)	三浦 輝彦	
18	同 課長補佐(総括担当)	大類 清和	
19	同 森林育成班 技術補佐(班長)	熊田 有希	
20	同 森林育成班 技術主査(副班長)	菅原 真明	
21	同 森林育成班 技師	本田 ありさ	

# 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領

## (設置)

第1条 松くい虫被害のまん延を防止し、もって森林資源の保護と森林の持つ公益的機能を保全するために行う松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、宮城県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、会長及び副会長並びに委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境生活部長
- (2) 水産林政部長
- (3) 林業技術総合センター所長
- (4) 仙台森林管理署長
- (5) 石巻市長
- (6) 松島町長
- (7) 宮城県森林組合連合会代表理事専務
- (8) 宮城県森林組合組合長会会長
- (9) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
- (10) 宮城県養蜂協会会長
- (11) 宮城県漁業協同組合専務理事
- (12) 食・緑・水を創る宮城県民会議会長
- (13) 宮城県森林整備事業協同組合代表理事
- (14) 石巻地方松くい虫防除推進会長
- (15) 日本樹木医会宮城県支部長

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することを妨げない。

## (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
- (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項

- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地区防除協議会の設置)

第6条 協議会の下に、必要に応じて各地方振興事務所ごとの地区松くい虫防除協議会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水産林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

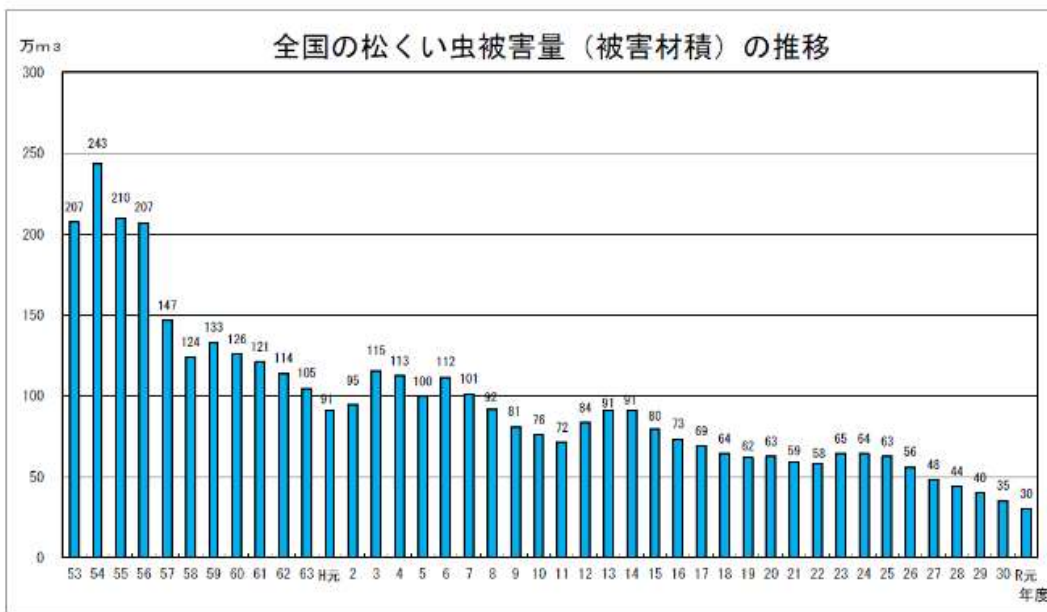
## 宮城県松くい虫被害の現状について

### 1 松くい虫被害量

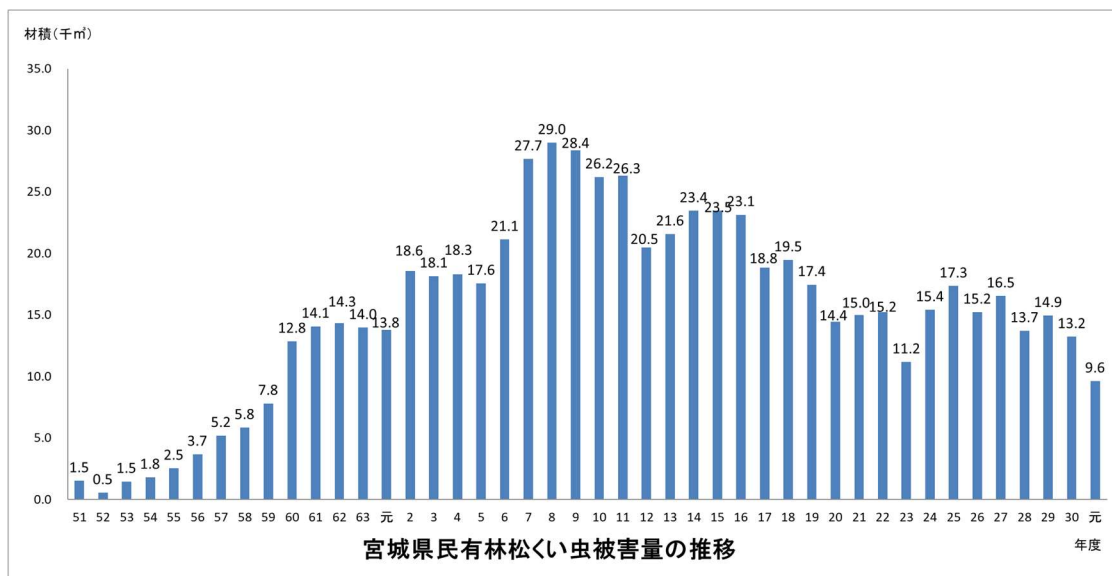
全国： H30 352.2 千 $m^3$  → R1 302.1 千 $m^3$  (前年比 86%)

宮城県 (民有林)： H30 13.2 千 $m^3$  → R1 9.6 千 $m^3$  (前年比 73%)

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986  $m^3$
- ・令和元年度の被害量は 9,612  $m^3$  (前年度比 73%)
- ・特別名勝「松島」地域の R1 被害量は 4,788  $m^3$  と県内の被害の約半分



引用：林野庁資料(R2)



## 2 現在実施している取組

### ・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し，マツノマダラカミキリの繁殖を防止。

くん蒸処理，破碎処理，へり搬出処理など実施。



### ・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり，周囲への散布の影響が少ない箇所を実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり，空中散布が困難なまとまったマツ林で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため，実施箇所の精査が必要。



### ・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き，樹種転換を図る



### ・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

### ・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等，景観対策として，

過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。



## 都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移（総数）

（単位：千m<sup>3</sup>）

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R元	対前年度比
北海道	—	—	—	—	—	—
青森県	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	77%
岩手県	35.3	32.5	29.9	30.3	28.1	93%
宮城県	19.9	16.0	17.5	15.0	10.7	72%
秋田県	17.7	17.9	11.5	10.0	9.4	94%
山形県	29.8	34.2	26.6	25.5	24.1	95%
福島県	31.2	30.7	30.4	32.6	30.8	94%
茨城県	5.2	4.3	5.4	5.6	3.3	60%
栃木県	9.4	9.3	7.4	7.1	6.6	93%
群馬県	7.5	7.7	6.3	5.4	4.4	81%
埼玉県	0.2	0.1	0.0	—	—	—
千葉県	1.5	1.5	1.4	0.6	0.4	68%
東京都	0.5	0.1	0.0	0.1	0.0	11%
神奈川県	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	106%
新潟県	15.9	7.4	4.0	3.5	4.4	127%
富山県	1.3	0.9	0.5	0.3	0.4	127%
石川県	6.7	5.5	4.5	3.9	5.1	133%
福井県	4.6	3.6	2.4	2.3	1.8	79%
山梨県	7.1	6.5	5.3	5.1	4.0	78%
長野県	77.7	74.4	76.1	73.9	72.0	97%
岐阜県	1.9	0.7	0.4	0.3	0.6	186%
静岡県	6.5	6.4	6.7	8.5	6.8	80%
愛知県	1.6	1.2	0.9	0.8	0.9	116%
三重県	2.5	2.5	2.1	2.2	0.9	41%
滋賀県	1.6	1.2	0.9	0.7	0.5	72%
京都府	11.5	9.6	14.0	8.6	5.1	59%
大阪府	1.5	0.9	0.8	0.5	0.5	99%
兵庫県	5.4	3.8	2.8	2.8	1.6	59%
奈良県	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	93%
和歌山県	0.4	0.4	0.4	0.5	0.8	153%
鳥取県	11.6	4.6	6.8	3.0	3.3	111%
島根県	13.2	11.2	9.8	8.1	2.9	36%
岡山県	4.5	3.8	3.4	3.0	4.2	139%
広島県	15.7	14.9	12.5	11.2	9.4	84%
山口県	20.2	20.0	18.8	17.6	14.1	80%
徳島県	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	67%
香川県	12.9	12.5	6.2	5.7	5.8	103%
愛媛県	5.5	4.5	3.9	3.5	3.0	86%
高知県	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	69%
福岡県	9.0	7.2	5.5	5.5	2.0	36%
佐賀県	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	109%
長崎県	1.0	1.7	5.9	14.0	11.3	81%
熊本県	0.8	0.2	0.3	0.5	0.4	73%
大分県	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	114%
宮崎県	5.7	3.1	1.7	1.0	1.1	110%
鹿児島県	69.6	70.2	62.0	29.9	18.7	62%
沖縄県	5.1	4.5	2.3	1.2	0.7	57%
合計	481.4	440.1	399.3	352.2	302.1	86%

注1 民有林については、都道府県からの報告による。

2 国有林（官行造林地を含む。）については、森林管理局からの報告による。

3 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。

4 四捨五入により合計と一致しない場合がある。

5 被害の発生していないものを「—」、50m<sup>3</sup>未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。



## 令和元年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本，m<sup>3</sup>

事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	146	76	146	92	121	栗原	栗原市(旧築館町)	121	55	98	76	139	
	角田市	160	119	110	74	63		栗原市(旧若柳町)	9	4	5	1	30	
	蔵王町	16	18	16	18	100		栗原市(旧栗駒町)					-	
	七ヶ宿町	32	27	17	14	53		栗原市(旧高清水町)	12	19	14	26	140	
	大河原町	29	28	9	11	40		栗原市(旧鶯沢町)	98	55			皆減	
	村田町	50	47	50	40	85		栗原市(旧一迫町)	28	25	17	26	102	
	柴田町	115	103	71	95	92		栗原市(旧瀬峰町)	18	38			皆減	
	川崎町			13	12	皆増		栗原市(旧金成町)	48	52	7	13	24	
	丸森町	1,836	1,004	418	230	23		栗原市(旧志波姫町)	37	5	12	2	49	
計	2,384	1,422	850	587	41	栗原市(旧花山村)	43	23			皆減			
仙台	仙台市	321	476	391	388	81	気仙沼	計	414	277	153	144	52	
	塩竈市	1,028	393	247	178	45		気仙沼市(旧気仙沼市)	298	241	224	183	76	
	名取市	29	46	12	23	51		気仙沼市(旧唐桑町)			481	449	皆増	
	多賀城市	3	4			皆減		気仙沼市(旧本吉町)					-	
	岩沼市			104	72	皆増		南三陸町(旧志津川町)			491	456	皆増	
	富谷市			15	20	皆増		南三陸町(旧歌津町)	407	153			皆減	
	亘理町	173	94	104	77	82		計	705	394	1,196	1,088	276	
	山元町					-		登米	登米市(旧迫町)	86	64	34	41	64
	松島町	1,902	1,611	1,394	1,433	89			登米市(旧登米町)	166	138	23	18	13
	七ヶ浜町	671	594	864	612	103			登米市(旧東和町)	312	229	208	133	58
	利府町	1,232	1,141	494	622	55			登米市(旧中田町)	46	36	38	31	84
	大和町			258	63	皆増			登米市(旧豊里町)	129	102	28	9	9
	大郷町	12	9			-			登米市(旧米山町)					-
大衡村	58	21	214	191	920	登米市(旧石越町)	76		34			皆減		
計	5,429	4,389	4,097	3,679	84	登米市(旧南方町)	2	6	1	3	46			
北部	大崎市(旧古川市)					-	東部	登米市(旧津山町)					-	
	大崎市(旧松山町)			8	10	皆増		計	817	609	332	235	39	
	大崎市(旧三本木町)					-		石巻市(旧石巻市)	3,766	2,048	1,504	908	44	
	大崎市(旧鹿島台町)					-		石巻市(旧河北町)	241	273	72	72	26	
	大崎市(旧岩出山町)					-		石巻市(旧雄勝町)	243	167			皆減	
	大崎市(旧鳴子町)	19	16	10	15	95		石巻市(旧河南町)	35	69	17	23	34	
	大崎市(旧田尻町)					-		石巻市(旧桃生町)	16	20			皆減	
	加美町					-		石巻市(旧北上町)	23	12			皆減	
	色麻町	58	78	49	66	84		石巻市(旧牡鹿町)	995	539	1,115	394	73	
	涌谷町					-		東松島市(旧矢本町)					-	
	美里町(旧小牛田)					-		東松島市(旧鳴瀬町)	2,993	2,386	2,967	1,944	81	
	美里町(旧南郷)					-		女川町	841	517	781	448	87	
	計	77	94	67	91	97		計	9,153	6,031	6,456	3,789	63	
県合計									18,979	13,215	13,151	9,612	73	

令和2年度松くい虫被害対策事業の一覧

作業種	県事業名	実施主体	補助率	対策対象松林				左以外森林	備考
				高度公益機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林		
伐倒駆除	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	○	○	○	○	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	○	○	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
	林業・木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	○	○	○	○	×	・仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	○	○	×	・特別名勝以外の県所管松林 ・伐倒処理は不可
	森林育成事業(衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	○	○	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付付けを廃止(通常枠内で実施)
特別防除及び地上散布	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所で発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
樹幹注入	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・前回実施した箇所を実施
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	○	・特別名勝以外の県所管松林 ・地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	特別名勝「松島」景観保全対策事業	県	—	○	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業(里山林健全化事業)	市町村	県:定額(標準単価以内)	○	○	○	○	○	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
植栽	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	温暖化防止森林づくり推進事業(里山林健全化事業)	市町村	県:定額	○	○	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	特別名勝「松島」景観保全対策事業	県	—	○	○	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽

## (1) 宮城県防除実施基準の変更について

&lt;根拠法令&gt;

○ 森林病虫害等防除法第7条の3第1項
都道府県知事は、（～略～）防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の3第3項
都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

&lt;根拠通知&gt;

○ 平成9年4月7日付け9林野造第103号 「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」
2 (1) 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。
2 (3) 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

## (2) 高度公益機能森林の区域の指定（案）について

&lt;根拠法令&gt;

○ 森林病虫害等防除法第7条の5第1項
都道府県知事は、（～略～）松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の5第2項
都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

&lt;根拠通知&gt;

○ 平成9年4月1日付け9林野造第104号 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」
2 (1) 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。
2 (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方（抜粋） ～適合する森林の区域について指定するものとする。なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林については、適宜指定の解除を行うこととする。※1

※1 特定森林（松林）でなくなった区域の指定解除は、報告事項とされている。

## (3) 令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について

&lt;根拠法令&gt;

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）
第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。 一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。
○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）
（協議事項） 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1)～(4) 略 (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項
※ 上記の審議会審議事項について、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条に基づき、「(5) その他松くい虫被害対策に必要な事項」の中で協議することとしている。

## ○協議事項 1

## 宮城県防除実施基準の変更(案)について

## 1 宮城県防除実施基準の変更

## (1) 変更内容・理由

「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域」に定める区域の変更

## ①石巻市（石巻：田代島）の区域の解除及び齟齬の修正

- ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除（2 ha減）
- ・小班の分筆に伴う追加及び合筆による林小班の消失による解除（面積の増減はなし）

## ②石巻市（牡鹿：網地島）の区域の解除及び齟齬の修正

- ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除（3 ha減）
- ・小班の分筆に伴う小班の追加（面積の増減はなし）

## ③東松島市（鳴瀬：嵯峨溪）の面積の追加

- ・特別防除実施区域の追加に伴う面積の増加（13ha増）

## ④宮城郡松島町の区域の解除及び齟齬の修正

- ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除。
- また、地上散布に移行するため防除区域を解除（5ha減）
- ・小班の分筆・合筆及び齟齬の修正による追加・解除（面積の増減はなし）

## (2) 変更区域

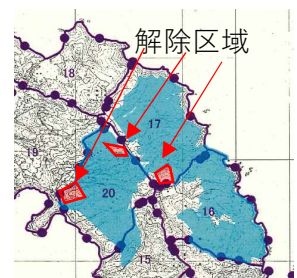
別紙のとおり

## (3) 変更面積

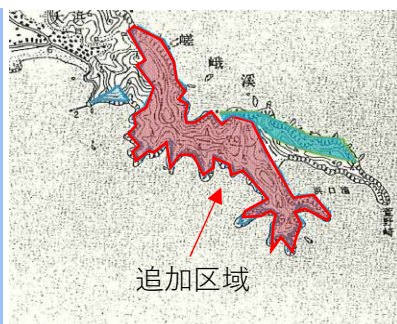
## ① 2 haの減



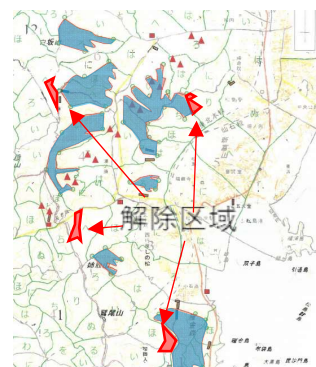
## ② 3 haの減



## ③ 13 haの増



## ④ 5 haの減



Google マップ及び宮城県森林情報管理システムの地形図を加工

変更区域一覧

地区	追加	解除	面積増減
石巻市 (石巻)	83林班 ト-1-1～ト-1-4,ト-2-1,ト-12-1 84林班 ト-1-1～ト-1-6,ト-2-1～ト-2-6	83林班 ハ-10,ハ-25～30,ハ-36,ハ-45, ハ-48～ハ-51,ハ-55～ハ-66,ハ-71, ホ-13,ト-8,ト-14 84林班 ハ-21	2haの減
石巻市 (牡鹿)	20林班 ロ-8-1	16林班 ハ-7,ハ-12-1,ニ-8-1 17林班 イ-2～イ-3-1,ロ-5,ロ-6-1, ハ-1～ハ-3,ニ-1-1,ニ-4-1,ニ-6, ニ-11～ニ-15,ニ-17～ニ-21 20林班 ハ-5-1,ハ-5-2,ホ-1,ホ-4,ホ-6,ホ-12	3haの減
東松島市 (鳴瀬)	変更なし	変更なし	13haの増
松島町	5林班 イ-1,ロ-16,ロ-18,ハ-1,チ-4～チ-6 6林班 ロ-1,ロ-2,ホ-5,ホ-6,ホ-9,ハ-6 7林班 イ-19,イ-20,イ-24,イ-25	1林班 ロ-1,ロ-1-2,ホ-1,リ-3, 2林班 ホ-5～ホ-8 3林班 ハ-4,ハ-5,ハ-7,ハ-10,ハ-12, ハ-15～ハ-17 4林班 イ-2,イ-4,イ-5,イ-8～イ-24,ニ-7 チ-4,～チ-6 5林班 リ-2～リ-4,リ-9～リ-12,リ-14 12林班 ホ-1,ハ-2～ハ-5	5haの減
女川町	変更なし	変更なし	増減なし

## 現況写真

### ①石巻市（石巻）



### ②石巻市（牡鹿）



### ③東松島市（鳴瀬）



### ④宮城郡松島町



変更対照表

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)		郡市名	町村名	(h a)	
石巻市 (石巻)		54	<u>83林班</u> <u>ハ-4,5,6,7,8,9,11,12,12-1,13,14</u> <u>ホ-2,3,4,5,11,12,12-1</u> <u>ヘ-1,2,3</u> <u>ト-1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,6,6-1,7,12,12-1</u> <u>84林班</u> <u>ヘ-5,5-1,12,13,13-1</u> <u>ト-1,1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,1-6,2,2-1,2-2,2-3,</u> <u>ト-2,4,2-5,2-6</u>	石巻市 (石巻)		56	83(ハ-4～ハ-14,ハ-25～ハ-30,ハ-36,ハ-45,ハ-48～ ハ-51,ハ-55～ハ-66,ハ-71,ホ-2～ホ-5,ホ-11～ホ-13, ヘ-1～ヘ-3,ト-1,ト-2,ト-6～ト-8,ト-12,ト-14) 84(ヘ-5,ヘ-5-1,ヘ-12,ヘ-13,ヘ-13-1,ト-1,ト-2,ハ-21)
石巻市 (牡鹿)		127	<u>15林班</u> <u>ホ-1,2,3,4,5</u> <u>16林班</u> <u>イ-3,4,8</u> <u>ハ-5-1,6,8,9,9-1,12</u> <u>ニ-1,7,8,9,10,11</u> <u>17林班</u> <u>イ-4,5,6,7,10,11,11-1,12,12-1</u> <u>ロ-2,3,3-1,4,5-1,6,7,8,9,10</u> <u>ハ-5,6,7</u> <u>ニ-9</u> <u>20林班</u> <u>ロ-1,2,3,4,4-1,5,6,7,8,8-1</u> <u>ハ-3,3-1,4,4-1,4-20,4-21,5,6,7,8,9</u> <u>ニ-1,2,3</u> <u>ホ-2,3,7</u>	石巻市 (牡鹿)		130	15(ホ-1～ホ-5),16(イ-3,イ-4,イ-8,ハ-5-1～ハ-9-1, ハ-12,ハ-12-1,ニ-1,ニ-7～ニ-11),17(イ-2～イ-7, イ-10～イ-12-1,ロ-2～ロ-10,ハ-1～ハ-3,ハ-5～ハ-7, ニ-1-1,ニ-4-1,ニ-6,ニ-9,ニ-11～ニ-15,ニ-17～ニ-21), 20(ロ-1～ロ-8,ハ-3～ハ-9,ニ-1～ニ-3,ホ-1～ホ-4,ホ-6, ホ-7,ホ-12)

変更対照表

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)		郡市名	町村名	(h a)	
東松島市		80 (※32)	<u>1林班</u> <u>ハ-1,2,3,3-1,3-2,4,4-1,4-2,5,6</u> <u>2林班</u> <u>イ-1,1-1,2,3,3-1,4,5,6</u> <u>3林班</u> <u>ホ-1,2,3</u> <u>4林班</u> <u>イ-5,6,7,8,9</u> <u>5林班</u> <u>イ-38,39,40,41,41-1,43,44,45,46,47,48,49,50,</u> <u>イ-51,52,53,53-1,54,55,56,57</u> <u>7林班</u> <u>ニ-38,39,40,41,42,43,43-1,44,45,46,47,47-1,48</u> <u>ホ-10,11,11-1,12,25,26,27,28,28-1,29,31,32,</u> <u>ホ-32-1,33,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,</u> <u>ホ-48,49,50</u> <u>ハ-1,2,3,4,5,6,7</u> <u>8林班</u> <u>ニ-1,2-1,3,4</u> <u>12林班</u> <u>イ-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11</u> <u>ロ-1,2,3,3-1,4,4-1,4-2,5</u> <u>ハ-1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18</u> <u>ハ-19,20,21,22,23,24,25,28</u> 宮戸地区（財務局有地内に存する松林）※	東松島市		67	1(ハ-1～ハ-6),2(イ-1～イ-6),3(ホ-1～3),4(イ-5～イ-9), 5(イ-38～イ-57),7(ニ-38～ニ-48,ホ-25～ホ-50, ハ-1～ハ-7),8(ニ-1～ニ-4),12(イ-1～イ-11,ロ-1～ロ-5, ハ-1～ハ-28,ただしハ-7,26,27を除く), 宮戸地区（財務局有地内に存する松林）



変更対照表

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)		郡市名	町村名	(h a)	
宮城郡	松島町	93	<u>1林班</u> <u>ハ-1,2,3,4</u> <u>ニ-1,4</u> <u>ホ-2,3</u> <u>ハ-1</u> <u>リ-4,5</u> <u>2林班</u> <u>ニ-6,7,8</u> <u>3林班</u> <u>イ-2</u> <u>4林班</u> <u>イ-3,6,7</u> <u>ニ-5</u> <u>5林班</u> <u>イ-1</u> <u>ロ-16,18</u> <u>ハ-1</u> <u>チ-4,5,6</u> <u>6林班</u> <u>ロ-1,2</u> <u>ホ-5,6,9</u> <u>ハ-1,3,4,5,6,9</u> <u>7林班</u> <u>イ-19,20,24,25</u>	宮城郡	松島町	98	1(ロ-1,ロ-1-2,ハ-1~ハ-4,ニ-1,ニ-4,ホ-1~ホ-3, ハ-1,リ-3~リ-5),2(ニ-6~ニ-8,ホ-5~ホ-8),3(イ-2, ハ-4,ハ-5,ハ-7,ハ-10,ハ-12,ハ-15~ハ-17),4(イ-2~ イ-24,ニ-5,ニ-7,チ-4~チ-6),5(リ-2~リ-4,リ-9~ リ-12,リ-14),6(ハ-1,ハ-3~ハ-5,ハ-9),12(ホ-1,ハ-2 ~ハ-5)

変更対照表

変 更 後				変 更 前			
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)		郡市名	町村名	(h a)	
牡鹿郡	女川町	37	<u>130林班</u> ｲ-1,2,2-1,2-2,3,3-1,3-2,3-3,3-4,4,-4-1,4-2,5 ｲ-5-1,5-2,6,7 ㇀-1 <u>134林班</u> ｲ-1,1-1,2,3,4,4-1,4-2,5,5-1,6,6-1,7 ㇀-1,1-1,1-2,2,3,3-1,3-2,4,5,5-1,5-2,6,7,7-1 ㇀-7-2,8,8-1,9,9-1,9-2,10,11,11-1,12,12-1 ㇀-12-2,13,14,15,16,16-1,17,17-1,17-2 ㇀-1,1-1,2,2-1,3,4,6,6-1,6-2 ㇁-9,9-1,9-2,10,10-1,10-2,11,12,13,13-1,14 ㇁-15,16,17,18,18-1,19,20,21,22,22-1,23,23-1 ㇁-24,24-1,25,26,26-1,27,28,29,29-1,30,30-1 ㇁-31,32 ㇂-1,1-1,2,3,4 ㇂-1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,2-5,3,4,5,6 <u>135林班</u> ｲ-1,2,3,4,5,6,7,7-1,8,9,10,11,12,13,14 ㇀-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,26,28	牡鹿郡	女川町	37	130(ｲ-1～ｲ-7,㇀-1),134(ｲ-1～ｲ-7,㇀-1～㇀-17-2, ㇀-1～㇀-6-2,㇁-9～㇁-32,㇂-1～㇂-4,㇂-1～㇂-6), 135(ｲ-1～ｲ-14,㇀-1～㇀-10,㇀-26,㇀-28)
合計		391		合計		388	

## ○協議事項 2

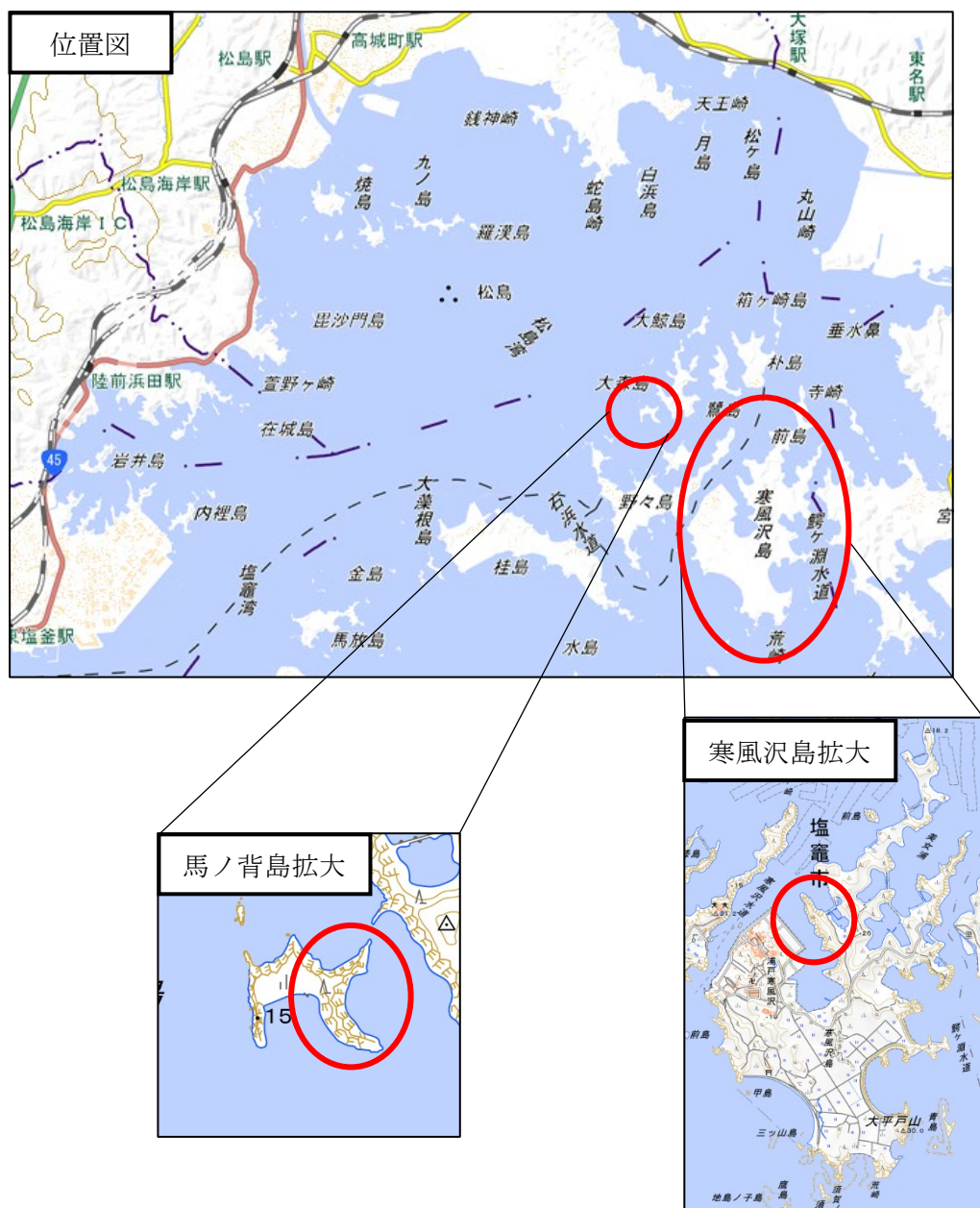
## 高度公益機能森林の区域の指定（案）について

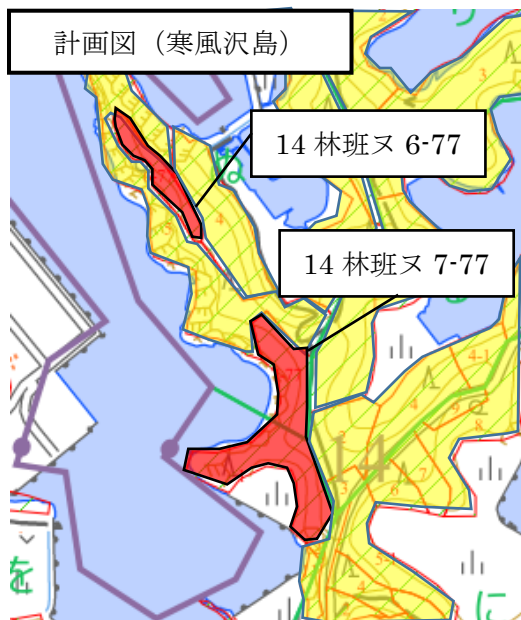
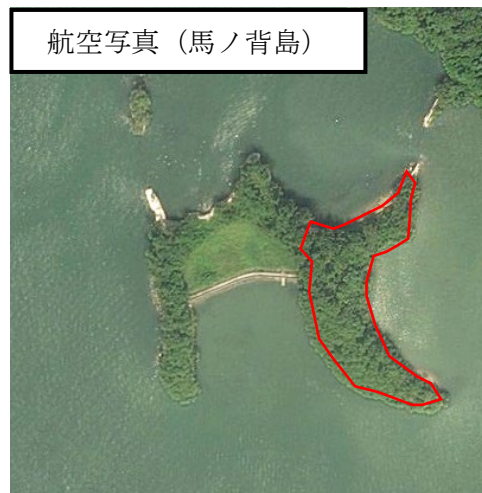
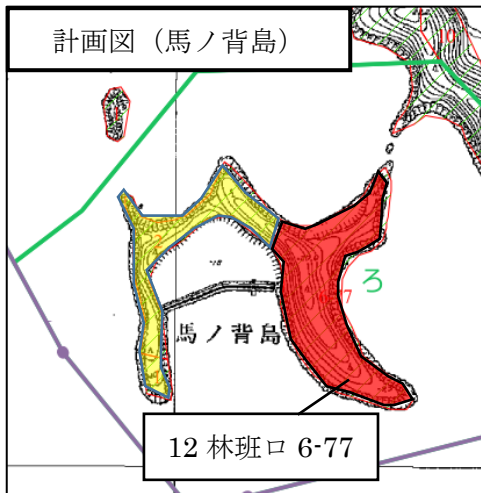
## 【指定箇所：塩竈市】

- ・塩竈市浦戸字野々島（馬ノ背島）
  - 1 2 林班口 6－7 7 (0.96ha うち松林面積 0.96ha)
- ・塩竈市浦戸字寒風沢（寒風沢島）
  - 1 4 林班又 6－7 7 (0.28ha うち松林面積 0.11ha)
  - 1 4 林班又 7－7 7 (0.44ha うち松林面積 0.18ha)

## 【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある「馬ノ背島」及び「寒風沢島」は、松島湾に浮かぶ「浦戸諸島」の一部であり、特別名勝「松島」を象徴する松林を有する離島である。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、観光資源の保持に努めるために指定するもの。





位置図：地理院地図を加工して作成

計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

航空写真：Bing Maps を加工して作成

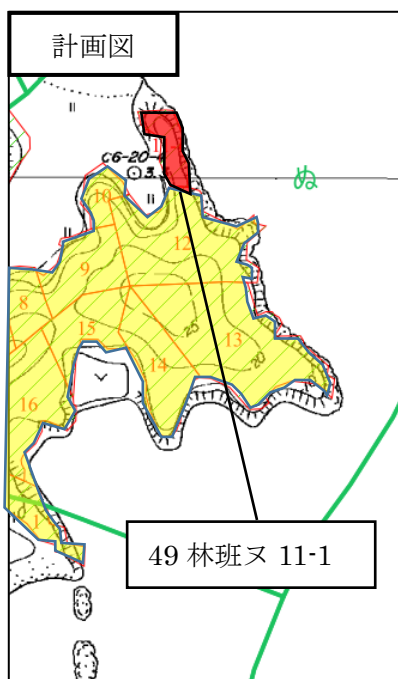
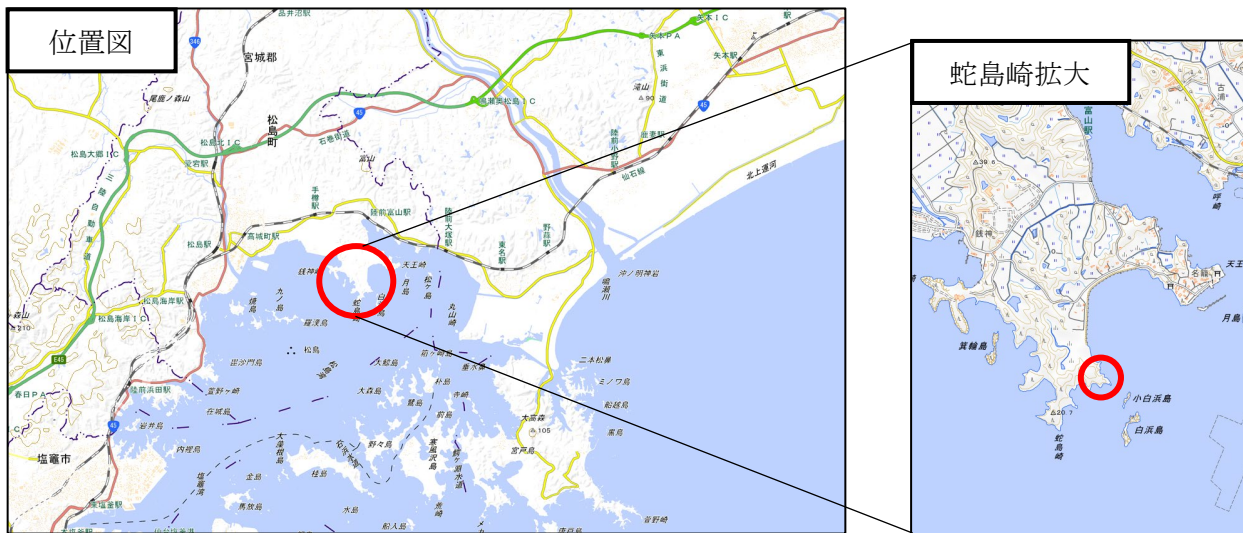
【指定箇所：松島町】

・松島町手樽

49林班又11-1 (0.12ha うち松林面積0.06ha)

【指定理由】

当該林小班（計画図：赤色着色）のある区域「蛇島崎」は、松島湾に面し観光資源となる松林を有している。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班（計画図：黄色着色）と併せて一体的な防除を行うことにより、健全な松林の保全を推進するもの。



位置図：地理院地図を加工して作成  
計画図：宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成  
航空写真：Bing Maps を加工して作成

○報告事項

別紙

対策対象松林区域変更一覧（令和2年11月現在）

1. 区域の追加

○地区実施計画の変更報告を受けたもの

区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
地区保全森林	白石市	38	△35-3	0.06
		55	△11-1	0.06
		58	△1-3・△1-4・△2-1・△2-2・△2-3・△4-4 △5-1・△5-2・△7-2	0.91
		62	△6-1・△9・△9-5	0.50
		128	△12・△14・△14-3・△16	4.26
		129	△3・△3-1・△4・△5・△5-1・△6・△6-1 △30・△40-77	3.78
		145	△30・△31・△32・△33・△34・△35	0.47
		147	△1	1.81
		153	△11-3・△14・△10-3・△12-1・△19-2 △19-6・△21-1	2.21
		七ヶ宿町	149	△21
小計（地区保全森林）				14.19
合計				14.19

○既指定林小班から分筆されたもの（面積追加なし）

区分	市町村名	区域	
		林班	小班
高度公益機能森林	七ヶ浜町	10	△12-1
	石巻市（旧石巻市）	83	△2-1・△2-2・△2-3・△6-1
	気仙沼市（旧気仙沼市）	171	△10-1・△11-1・△12-1
		172	△3-1・△4-1・△4-1
		174	△17-1・△16-2
		179	△9-1
		181	△1-1・△9-1
	気仙沼市（旧唐桑町）	42	△13-1
	南三陸町（旧歌津町）	54	△2-1・△3-1・△74-7・△74-8
地区保全森林	石巻市（旧北上町）	9	△8-1
		11	△7-2・△10-1
	石巻市（旧牡鹿町）	20	△8-1・△3-1・△4-20・△4-21・△5-1・△5-2

2. 区域の削除

○特定森林（松林）でなくなったもの

※太字は宮城県防除実施基準区域解除に係る林小班

区分	市町村名	区域		面積 (ha)	
		林班	小班		
高度公益機能森林	仙台市（若林区）	1	≡2-1・≡3	1.09	
		2	≡12・≡13・≡14・≡15・≡16・≡17・≡18・≡19 ≡20・≡21・≡35・≡38		
	名取市	67	≡3-1・≡3・≡6・≡7・≡12・≡13	1.60	
		69	≡1・≡2・≡2-1・≡2-2・≡3・≡4		
	岩沼市	33	≡17	0.05	
	松島町	1	<b>≡1・≡1・≡3</b>	9.64	
		2	<b>≡5・≡6・≡7・≡8</b>		
		5	<b>≡4・≡9・≡9-1・≡9-2・≡12・≡14</b>		
		12	<b>≡1・≡4</b>		
	亘理町	33	≡1	2.87	
	七ヶ浜町	6	≡1・≡2・≡3・≡4・≡1・≡1-1	4.46	
		10	≡12		
		11	≡7		
		13	≡2		
	大崎市（旧古川市）	7	≡15	1.15	
		8	≡23		
	加美町（旧宮崎町）	3	≡1・≡1-2	0.53	
	石巻市（旧石巻市）	57	≡11-2	15.47	
		70	≡4-2		
		83			<b>≡44-1・≡10・≡25・≡26・≡27・≡28・≡29 ≡30・≡36・≡45・≡48・≡49・≡50・≡51 ≡55・≡56・≡57・≡58・≡59・≡60・≡61 ≡62・≡63・≡64・≡65・≡66・≡71・≡13 ≡8</b>
			84		≡24-1・≡15・≡21・≡2-1・≡8-1・≡6-1
			91		≡8-1・≡22-1
			92		≡62-1・≡7-1
			102		≡12-2・≡23-1
		105	≡34-1		
		106	≡36-1・≡91		
		107	≡30-1		
		110	≡18-1		
		115	≡6-1		
		116	≡25-1		
		117	≡3-1・≡28・≡42-1		
		118	≡11-1・≡7-1・≡16・≡10-2		
		119	≡10-1・≡17-1・≡30-1・≡63-1		
		121	≡24-1・≡25-1・≡67-1・≡3-1・≡5-1 ≡25-1・≡10-1		
		125	≡10-1・≡14		
		126	≡5-1・≡6-2・≡6-3		
		127	≡6-1・≡18-2・≡19-1・≡21・≡4-2・≡22		
	石巻市（旧河北町）	6	≡1-1	0.10	
	石巻市（旧雄勝町）	5	≡8-2	0.02	
	石巻市（旧北上町）	32	≡27-1	0.58	
		44	≡4-1・≡9-1・≡8-1		
石巻市（旧牡鹿町）	2	≡9-1・≡27-2	0.87		
	52	≡7-2			
東松島市（旧鳴瀬町）	3	≡29・≡30	3.17		
	8	≡41			
	9	≡4			
	12	≡3-1			
	13	≡27			
	15	≡5・≡1・≡1			
	17	≡3			
19	≡1・≡6				
女川町	16	≡13-1	2.29		
	96	≡14			
	130	≡5-1			
	132	≡22-1			
	133	≡17-1			
	134	≡2-2・≡2-3・≡2-4			
135	≡10-2				
登米市（旧東和町）	20	≡4-1・≡13-1	1.72		
登米市（旧中田町）	2	≡1-2	0.53		
気仙沼市（旧気仙沼市）	128	≡2	0.27		
	170	≡3			
気仙沼市（旧本吉町）	16	≡7	0.33		
	17	≡5			
南三陸町（旧志津川町）	109	≡8-1	0.61		
小計（高度公益機能森林）				47.35	

区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
被害拡大防止森林	松島町	14	ト3	0.40
	大崎市 (旧古川市)	4	ト14・ホ1	0.94
		16	ロ1・ロ6	
		124	ハ2・ハ3・ハ4・ハ5・ハ6	
	大崎市 (旧岩出山町)	136	ケ6	7.46
		141	ヘ9-1・ヘ10	
涌谷町	19	コ2・コ4	0.52	
小計 (被害拡大防止森林)				9.32
地区保全森林	山元町	65	ト13・ト14	0.23
	大衡村	33	ロ6-1・ロ8-3	0.86
	栗原市 (旧若柳町)	11	ニ5-1	0.20
		18	ニ21	
	栗原市 (旧栗駒町)	157	ニ10	1.69
		166	ト9	
		170	ト23	
		176	ロ17	
	栗原市 (旧一迫町)	89	ハ31	0.08
	栗原市 (旧瀬峰町)	4	ロ23・ロ24	1.12
	石巻市 (旧石巻市)	11	ハ12-1・ハ13-1・ハ13-2・ハ13-3	4.45
		23	ロ28-1・ニ21-1・フ12-1	
		42	ト20-1・ト21-1・ト31-1	
		43	ハ1-1	
		56	ロ3-2	
		57	ロ1-1・ホ9-1	
		58	ロ10-1・ロ22-1・ロ37-3・ハ12-1	
		59	ケ8-1	
	石巻市 (旧河北町)	65	ト28-1	0.58
		78	ハ13	
	石巻市 (旧雄勝町)	15	ロ1-1・ロ13-1・ロ24-1	2.91
		20	ト19	
	石巻市 (旧河南町)	19	ト22	1.00
		53	ト50	
	石巻市 (旧北上町)	4	ロ6-2	2.03
		9	ト25-2	
		10	ロ11-2	
		22	ハ28-1	
		31	ハ8-1	
	石巻市 (旧牡鹿町)	13	ト1-1・ト2-1・ト46-1・ト59-1・ト77-1 ト83-1・ト92	16.57
		14	ト4-1・ト5-1・ト26-1・ト31-1・ト50-1 ロ1-1・ニ39-1・ホ8・ハ12-2・ト13-1・フ7-1	
		16	ハ7・ハ12-1・ニ8-1	
		17	ト2・ト3・ハ1・ハ2・ハ3・ニ1-1・ニ4-1 ニ6・ニ11・ニ12・ニ13・ニ14・ニ15・ニ17 ニ18・ニ19・ニ20・ニ21	
		18	ニ30-1・ホ6-1・ホ7-1	
		20	ホ1・ホ4・ホ6・ホ12	
	東松島市 (旧鳴瀬町)	8	ニ2	0.00
	女川町	2	ト13-1	3.69
		21	ロ4-1・ロ5-1	
		37	ロ28-1	
		38	ト26-1・ロ26-3・ロ28-1	
		39	ト22-1	
		65	ロ33	
		86	ト2	
	138	ト1-1		
	登米市 (旧迫町)	12	ロ10	0.67
	登米市 (旧東和町)	15	ロ24	0.97
		19	ホ31-1・ハ4-1・ハ14-1	
23		ハ9-1		
登米市 (旧米山町)	1	ト32	0.30	
登米市 (旧南方町)	12	ト30・ロ1・ハ10	0.13	
気仙沼市 (旧本吉町)	16	ニ4	1.31	
南三陸町 (旧志津川町)	128	ロ34	0.20	
南三陸町 (旧歌津町)	50	ロ19	0.13	
小計 (地区保全森林)				39.12



区分	市町村名	区域		面積 (ha)
		林班	小班	
地区被害拡大防止森林	石巻市 (旧石巻市)	93	12-1・13-2・13-3・17-1・17-2・111-4 111-7・116-1	9.91
	女川町	39	16-1	0.50
	登米市 (旧東和町)	71	122-1	2.18
		101	17-1	
		102	112	
		110	17	
	登米市 (旧中田町)	3	157	0.01
	気仙沼市 (旧本吉町)	26	15	15.25
		38	13	
		45	12	
		47	14	
		49	110	
		65	13	
		79	14	
		81	16	
		92	16・18・110・15	
		93	111	
		97	19-1	
		116	14	
		151	17	
	南三陸町 (旧志津川町)	1	12	3.30
		3	14	
		41	119	
		68	16	
		77	119・122	
		104	120	
	小計 (地区被害拡大防止森林)			
合計				126.94

〈参考〉

対策対象松林について

県は、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により、森林資源として重要な松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫防除事業を行う森林（対策対象松林）の区域を指定し、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止することとなっている。

対策対象松林の定義

- 高度公益機能森林（県知事指定：協議事項）  
森林法により保安林として指定された松林及び、その他の公益的機能が高い松林であって、松林以外では当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める森林。
- 被害拡大防止森林（県知事指定：協議事項）  
被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく拡大すると思われる松林であって、具体的には、高度公益機能森林の周辺にあってこの森林を保全するため、樹種転換を促進しようとする森林。

〈以下参考〉

- 地区保全森林（市町村長指定）  
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、高度公益機能森林に準じた対策を行う森林。
- 地区被害拡大防止森林（市町村長指定）  
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林。

配置イメージ

